

川辺町告示第99号

町有財産売払いの公告について

川辺町は、町有財産（物品）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年10月31日

川 辺 町 長 木 下 宙



記

1. 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

（物品）

物件番号	品名	最低入札価格	入札保証金
R7物件2	プレジャーモーターボート1台 船台1台 船外機1機	金100,000円	金10,000円

2. 入札参加資格

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。法人の場合は、会社更生法等の更生手続開始申立てがなされていないこと。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する団体及び構成員でないこと。
- （3）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- （4）日本語を完全に理解できること。
- （5）川辺町インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、遵守できるもの。
- （6）公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。

3. 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム画面上で参加仮申込み等一連の手続きを行うこと。

参加申込み（仮申込み）は、 令和7年11月17日（月） 14時まで

参加申込み（本申込み）は、 令和7年11月26日（水） 17時までに所定の申込書により川辺町役場総務課に提出すること（郵送の場合は 令和7年11月26日（水） 消印有効）

4. 入札保証金の納付について

- （1）物品の入札案件については、オン納付により入札保証金を納付すること。
- （2）入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。

5. 一般競争入札の場所及び期間

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム画面上
- (2) 入札期間 令和7年12月2日(火) 13時から 令和7年12月9日(火) 13時まで
- (3) 開 札 令和7年12月9日(火) 13時から

6. 入札方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵送による入札書の提出は、認めない。

7. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに川辺町インターネット公有財産売却ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

入札期間終了後、川辺町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
なお、落札者の決定に当たっては、落札者の専用IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

9. 売払代金の納入

落札者は、令和7年12月23日(火) 14時30分までに、川辺町が発行する納入通知書または銀行振込により納付すること。